

(1) 生徒心得

第 1 章 服 装

服装は自己の人格,教養の現れである。

清潔,質素,端正であるよう心掛けなければならない。

1. 制服は本校指定のものとする。
2. 清潔な髪型とし,パーマ,脱色および染色は禁止する。
3. 装飾品の着用を禁止する。ただし,黒色の髪止めは認める。

第 2 章 礼 儀

礼儀は人間相互の親愛と敬意をあらわすものである。人間関係のむずかしい実業社会で身を立てようとする者にとっては,特に心掛けなければならないことである。

1. 礼は親愛と敬意をあらわすものである。
2. 目上の人や来校者には敬意をもって明るく接し,礼を失するような言動は慎むこと。
3. 目上の人や来校者の部屋に出入りの際は会釈をし,また応対のときは姿勢を正しく,ことばづかいに留意すること。
4. 生徒相互間においても礼儀を重んじること。

第 3 章 生活基準

生徒の誇りはその香り高く清純な品位にある。自由とふしだらをはき違えることなく生徒らしい品位ある行動をとらなければならない。

第 1 節 一 般

1. 落ち着いて授業を受けるために,始業 10 分前までに登校することが望ましい。遅刻をしたときには入室許可証を職員室で受け取り、授業担任教師に提示すること。
2. 始業の合図があればただちに入室し,静粛にして教師の入室を待つこと。
3. 欠席するときは,早めにホームルーム担任に連絡すること。
4. 忌引日数は父母の場合 1 週間以内,祖父母,兄弟姉妹の場合は 3 日以内とする。
5. 欠課または早退するときはホームルーム担任の許可を受けること。
6. 男女の交際は互いに尊敬しあい,高い道徳心を伴う明朗で正しいものであること。
7. いかなる場合にも私的制裁または脅迫行為などをしないこと。
また私的制裁,脅迫などを受けたときはただちにホームルーム担任に届け出ること。
8. アルバイトは原則として禁止する。

9. 次の行為をするときはあらかじめ願いを提出して校長の許可を受けること。

- ①ポスターなどを掲示するとき。
- ②印刷物を配布するとき。
- ③物品を集めるとき。
- ④集金をするとき。
- ⑤団体を組織しまたは団体に加入するとき。
- ⑥対外的な試合をするとき。
- ⑦校外の諸行事に参加するとき。
- ⑧登山などをするとき。
- ⑨合宿をするとき。

なお④～⑨の会合などに参加を強要してはならない。

10. 生徒手帳,定期乗車券,生徒旅客運賃割引証などは不正に使用しないこと。生徒手帳を紛失したときはただちにホームルーム担任に届け出て再交付を受けること。

第2節 校 内

- 1. 校舎内では規律ある態度をとること。
- 2. 特別に校舎,校具,備品などを使用するときは関係職員の許可を受けること。破損したときはただちにホームルーム担任に届け出ること。
- 3. みだりに校長室,職員室,事務室,準備室,放送室,保健室に出入りしないこと。
- 4. 校内放送を利用するときは,放送内容を示し関係職員の許可を受けること。
- 5. 始業から放課までの間は外出しないこと。必要のある場合はホームルーム担任に申し出て,外出許可を受けること。
- 6. 校内では定められた場所,時間以外では飲食しないこと。
- 7. 教科用具以外の不用の物を持ってこないこと。
- 8. 自転車は自転車置場に整頓し,鍵をかけること。
- 9. 貴重品の保管については各自が責任をもち,もし紛失または拾得したときはただちにホームルーム担任に届け出ること。
- 10. 下校の場合は戸締まり,火気および消灯に注意すること。
- 11. 校内における政治的活動等（選挙運動,政治的活動,投票運動等）は原則として禁止する。

第3節 校 外

- 1. 校外においては本校生にふさわしい服装,態度でなければならない。
- 2. 交通規則,交通道德を厳守すること。
- 3. 帰宅時間がおくれるときはあらかじめ家族に連絡すること。

4. 校外で、生徒の事故のあったときは、居合わせたものが、ただちに学校と家庭に連絡し、迅速に対処すること。
5. 風紀上害のある場所へ出入りしないこと。
(例) 居酒屋等及びこれに類する飲食店、マージャンクラブ、パチンコ店、競輪場、競艇場、場外馬券売場、その他生徒としてふさわしくない場所。
6. 単独で深夜外出をしてはならない。午後 11 時から翌日午前 4 時までの夜間外出は保護者同伴でなければならない。
7. 友人宅などで外泊してはならない。
8. 原付、自動二輪及び自動車の免許取得は原則として禁止する。取得する場合は必ず学校の許可を得ること。また免許取得後は学校に届け出ること。
9. 放課後や休日等における校外での政治的活動のうち違法なもの、暴力的なもの、違法もしくは暴力的な政治的活動等になるおそれがあるものはおこなってはならない。

(2)本校制服について

	男 子	女 子
制 服	(1)冬服 ・指定の濃紺ダブルブレーザー型の上衣とグレンチェックズボン ・指定の長袖シャツとネクタイ(1 年エンジ,2 年グレー,3 年ブルー) (2)合服 ・指定の冬服用ズボンと長袖シャツ,ネクタイ (3)夏服 ・指定の紺ズボンと半袖シャツ (4)その他 ・シャツの下に派手な色や柄もののアンダーシャツを着用してはならない。 (白・黒は認める) ・防寒着としてセーター,マフラーの着用は認める。ただし,セーターの色は白,紺,黒,グレーの無地のVネックとする。	(1)冬服 ・指定の濃紺ダブル上衣とスカート ・指定の長袖ブラウスと蝶タイ(1 年エンジ,2 年グレー,3 年ブルー) (2)合服 ・指定の冬服用スカートと長袖ブラウス,ベストと蝶タイ (3)夏服 ・指定の紺スカートと半袖ブラウス,蝶タイ (4)その他 ・スカートの丈は膝にかかる長さとする。 ・ブラウスの下に派手な色や柄もののアンダーシャツを着用してはならない。 (白・黒は認める) ・防寒着としてセーター,マフラー着用は認める。ただし,セーターの色は白,紺,黒,グレーの無地のVネックとする。
靴	黒色のローファーまたは白色を基調とした運動靴。(運動靴は白以外も認める)	
ベルト	必ず着用する。ただし,色は黒または茶とする。(布ベルトは認めない)	着用しない。
ソックス	白・黒・紺(ワンポイントは認める)。	白・黒・紺 (ワンポイントは認める)。 冬期は防寒用として,ストッキングの着用を認める。(ただし,黒色・ベージュ。) ルーズソックス・くるぶしソックスは認めない。
髪	清潔な髪型とする。 ・パーマ,染色,および脱色は禁止する。 ・装飾品の使用は禁止する。ただし,黒色の髪止めは認める。 ・奇抜な髪型、段差の激しい髪型、頭の上で束ねる、結ぶ、編み込む髪型は認めない。	
化粧	化粧 ・色つきリップ、マニキュア、ピアス等は禁止。(まゆ毛をかく、そるも禁止)	